

		これらに基づく命令の関係規定を含む。)	
		(2) 通信憲章、通信条約、無線通信規則 通信憲章、通信条約、無線通信規則、 電気通信規則並びに海上における人命の 安全のための国際条約、船員の訓練及び 資格証明並びに当直の基準に関する国際 条約及び国際民間航空機関規約（電波に関する 規定に限る。）の概要	
ト 地理		主要な航路、航空路及び電気通信路を主とする世界地圖の概要	
ト 英語		(1) 文書を適切に理解するために必要な英文和訳 (2) 文書により適切に意思を表明するため に必要な和文英訳 (3) 口頭により適切に意思を表明するに足りる英会話	
三 第三級総合無線通信士		イ 無線工学の基礎 電気磁気の基礎 電気回路の基礎	

		(2) 通信憲章、通信条約、無線通信規則 通信憲章、通信条約、無線通信規則、 電気通信規則並びに海上における人命の 安全のための国際条約及び船員の訓練及び 資格証明並びに当直の基準に関する国 際条約（電波に関する規定に限る。）の概要	
ホ 本 法規		(1) 文書を理解するために最小限必要な英文和訳 (2) 文書により意思を表明するために最小限必要な和文英訳 (3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話	
四 第一級海上無線通信士		イ 無線工学の基礎 電気物理 電気回路	
五 第二級海上無線通信士		イ 無線工学の基礎 電気物理の概要 電気回路の概要	
六 第三級海上無線通信士		イ 無線工学の概要 電気回路の概要 半導体及び電子管の概要	

		(1) 電波法及びこれに基づく命令（船舶安 全法及び電気通信事業法並びにこれらに 基づく命令の関係規定を含む。） (2) 通信憲章、通信条約、無線通信規則、 電気通信規則並びに海上における人命の 安全のための国際条約及び船員の訓練及 び資格証明並びに当直の基準に関する国 際条約（電波に関する規定に限る。）の概要	
ホ 本 法規		(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳 (2) 文書により十分に意思を表明するため に必要な和文英訳 (3) 口頭により十分に意思を表明するに足 りる英会話	
五 第二級海上無線通信士		イ 無線工学の基礎 電気物理の概要 電気回路の概要	
六 第三級海上無線通信士		イ 無線工学の概要 電気回路の概要 半導体及び電子管の概要	

		(1) 電波法及びこれに基づく命令（船舶安 全法及び電気通信事業法並びにこれらに 基づく命令の関係規定を含む。） (2) 通信憲章、通信条約、無線通信規則、 電気通信規則並びに海上における人命の 安全のための国際条約及び船員の訓練及 び資格証明並びに当直の基準に関する国 際条約（電波に関する規定に限る。）の概要	
ホ 本 法規		(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳 (2) 文書により十分に意思を表明するため に必要な和文英訳 (3) 口頭により十分に意思を表明するに足 りる英会話	
七 第四級海上無線通信士		イ 無線工学の基礎 電気物理 電気回路	
八 第五級海上無線通信士		イ 無線工学の基礎 電気物理の概要 電気回路の概要	
九 第六級海上無線通信士		イ 無線工学の概要 電気回路の概要 半導体及び電子管の概要	

(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話	七 第四級海上無線通信士
イ 無線工学	(1) 無線設備の理論、構造及び機能の基礎
基礎	(2) 空中線系等の理論、構造及び機能の基礎
基礎	(3) 無線設備及び空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の基礎
基礎	(4) 無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の基礎

口 法規	電波法及びこれに基づく命令（電気通信事業法及びこれに基づく命令の関係規定を含む。）の簡略な概要
十一 レーダー級海上特殊無線技士	十 第三級海上特殊無線技士
イ 無線工学	イ 無線工学
無線電話の取扱方法	無線電話の取扱方法
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

十一 レーダー級海上特殊無線技士	十一 レーダー級海上特殊無線技士
イ 無線工学	イ 無線工学
無線電話の取扱方法	無線電話の取扱方法
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

十二 航空無線通信士	十二 航空無線通信士
イ 無線工学	イ 無線工学
無線設備の理論、構造及び機能の基礎	無線設備の理論、構造及び機能の基礎
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

十三 航空特殊無線技士	十三 航空特殊無線技士
イ 無線工学	イ 無線工学
無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）	無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

十四 第級陸上無線技術士	十四 第級陸上無線技術士
イ 無線工学の基礎	イ 無線工学の基礎
半導体及び電子管の詳細	半導体及び電子管の詳細
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

十五 第二級陸上無線技術士	十五 第二級陸上無線技術士
ハ 電気物理	ハ 電気物理
無線設備及び空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の詳細	無線設備及び空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の詳細
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

十六 第一級陸上特殊無線技士	十六 第一級陸上特殊無線技士
イ 無線工学	イ 無線工学
多重無線設備（空中線系を除く。以下この号において同じ。）の理論、構造及び機能の概要	多重無線設備（空中線系を除く。以下この号において同じ。）の理論、構造及び機能の概要
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の概要

十七 第二級陸上特殊無線技士	十七 第二級陸上特殊無線技士
イ 無線工学	イ 無線工学
多重無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要	多重無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の概要

十八 第三級陸上特殊無線技士	十八 第三級陸上特殊無線技士
イ 無線工学	イ 無線工学
無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）	無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

十九 国内電信級陸上特殊無線技士	十九 国内電信級陸上特殊無線技士
イ 電気通信術	イ 電気通信術
モールス電信一分間七十五字の速度の和文による約三分間の手送り送信及び音響受信	モールス電信一分間七十五字の速度の和文による約三分間の手送り送信及び音響受信
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

二十 第一級アマチュア無線技士	二十 第一級アマチュア無線技士
イ 無線工学	イ 無線工学
無線設備の理論、構造及び機能の概要	無線設備の理論、構造及び機能の概要
口 法規	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

(2) 空中線系等の理論、構造及び機能の概要	(3) 無線設備及び空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要	(4) 無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要
電波法及びこれに基づく命令の概要	通信憲章、通信条約及び無線通信規則	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要
二十一 第二級アマチュア無線技士	イ 無線工学	二十一 第二級アマチュア無線技士
無線設備の理論、構造及び機能の基礎	空中線系等の理論、構造及び機能の基礎	無線設備の理論、構造及び機能の基礎
(1) 無線工学	(2) 空中線系等の理論、構造及び機能の基礎	(1) 無線工学
電波法及びこれに基づく命令の概要	通信憲章、通信条約及び無線通信規則	電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要

2 電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要	2 前項各号に掲げる試験科目の試験の出題については、電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)第三条に定める当該無線従事者の資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲を考慮して行うものとする。
二 第二節 試験の一部免除	二 第二節 試験の一部免除
(科目合格者等に対する免除)	(科目合格者等に対する免除)
第六条 次に掲げる資格の国家試験において合格点を得た試験科目(電気通信術を除く。以下この項において同じ。)のある者が当該試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内(総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該合	第六条 次に掲げる資格の国家試験において合格点を得た試験科目(電気通信術を除く。以下この項において同じ。)のある者が当該試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内(総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該合
一 第一級総合無線通信士	一 第一級総合無線通信士
二 第二級総合無線通信士	二 第二級海上無線通信士
三 第三級総合無線通信士	三 第三級海上無線通信士
四 第一級海上無線通信士	四 第一級海上無線通信士
五 第二級海上無線通信士	五 第二級海上無線通信士
六 第三級海上無線通信士	六 第三級海上無線通信士
七 第四級海上無線通信士	七 第四級海上無線通信士
八 第一級陸上無線技術士	八 第一級陸上無線技術士
九 第二級陸上無線技術士	九 第二級陸上無線技術士

2 次の表の上欄に掲げる資格の国家試験において電気通信術の試験に合格点を得た者が当該電気通信術の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内(総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該合	2 電気通信術の試験に合格受験する資格
(一定の資格を有する者に対する免除)	(1) 無線設備の理論、構造及び機能の初步
第八条 一定の無線従事者の資格を有する者が他の資格の国家試験を受ける場合は、申請によ	(2) 空中線系等の理論、構造及び機能の初步
り、別表第一号の区別に従つて、国家試験の一	(3) 無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要
一定の無線従事者の資格及び業務経験を有す	(4) 無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要

2 次の表の上欄に掲げる資格の国家試験において電気通信術の試験に合格点を得た者が当該電気通信術の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内(総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該合	3 電気通信事業法第四十六条第三項(同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付を受けている者が国家試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、国家試験の一部を免除する。
(一定の資格を有する者に対する免除)	(1) 無線設備の理論、構造及び機能の初步
第九条 国家試験を実施する日時、場所その他の国	(2) 空中線系等の理論、構造及び機能の初步
家試験の実施に關し必要な事項は、総務大臣、総合通信局長又は指定試験機関があらかじめ公示する。ただし、総務大臣又は総合通信局長において公示する必要がないと認めた場合は、こ	(3) 無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要
の限りでない。	(4) 無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要
第十条 国家試験(指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別表第四号様式の申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。この場合において、第七条の規定による試験の免除を申請する者は、初めて当該免除申請をする際に卒業した後、修了した者(同法による専門職大学の前期課程を修了した者)が当該学校等を卒業した日(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した日)から三年以内(総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該学校等を卒業した日(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した日)から三年以内(総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該学校等を卒業した日(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した日)から三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで)に実施される国家試験を受ける場合に、総務大臣が別に告示するところにより、申請書によつて、無線工学の基礎、電気通信術及び英語の試験のうちその一部又は全部を免除する。	3 電気通信事業法第四十六条第三項(同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付を受けている者が国家試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、国家試験の一部を免除する。
(試験の公示等)	(試験の実施)
第十一条 総務大臣、総合通信局長又は指定試験機関は、前条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。(試験結果の通知)	第十二条 総務大臣、総合通信局長又は指定試験機関は、前条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。(試験結果の通知)

第四節 学校等の認定

(学校等の認定)
第十三条 第七条に規定する学校等の認定は、総務大臣が別に告示する基準により行う。

(認定の申請)
第十四条 前条の認定を受けようとする学校等の設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その学校等の概要その他の参考となる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 学校等の名称及び所在地
二 認定を受けようとする学校等の学部及び学科(専攻、コースその他の課程が置かれる学科にあっては、当該課程を含む。以下この節、次章及び第三章の二において同じ。)の名称

三 試験の免除を受けようとする資格の名称及び免除を受けようとする試験科目

四 設置者の名称又は氏名

五 認定を受けようとする学部及び学科に関する次の事項
イ 入学資格及び修業年限
ロ 教育課程(科目ごとの単位数を換算した時間数を含む。)
ハ 学生又は生徒の定員
ニ 教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

本 電気通信技術の教員の有する無線従事者の資格及び無線設備の操作に関する業務の経歴(電気通信技術の試験の免除を受けようとする場合に限る。)
ヘ 教育実習実験設備(名称及び員数を含む。)

2 前項に規定する申請書は、認定を受けようとする学部及び学科ごとに試験を受けようとする資格及び免除を受けようとする試験科目(免除を受けようとする試験科目が複数のときは、その複数の試験科目)ごとに作成するものとする。
(認定書の交付)
第十五条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る学校等が第十三条に規定する基準に適合するものと認定をしたときは、認定書を交付する。

第十六条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等に関し第十四条第一項第一号(学校等の所在(変更の届出等))

地を除く。)、第二号又は第五号(イを除く。)に掲げる事項を変更するときは、あらかじめその内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、次条第一項の規定により認定の取消しの申請をする場合は、この限りでない。

第一号(学校等の所在地に限る。)又は第四号(掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。

二 認定を受けた者は、第十四条第一項

第三号に掲げる事項を変更しようとするときは同項第五号イに掲げる事項を変更するときは

は、当該認定の取消しの申請をしなければならない。ただし、総務大臣が軽微と認めるものについては、あらかじめその内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出るときは、この限りでない。

(認定の取消し等)
第十七条 総務大臣は、認定を受けた学校等が第十三条の規定により告示する基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は学校等の認定を受けた者から当該認定の取消しの申請があつたときは、その認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

(廃校等の届出)
第十八条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等又は認定に係る学部若しくは学科を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その廃止に係る学校等又は学部若しくは学科に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。

(認定学校等の公表)
第十九条 総務大臣は、第十五条の規定により認定した学校等並びに学部及び学科の名称

第一級海上特殊無線技士
第二級海上特殊無線技士
第三級海上特殊無線技士
第四級海上特殊無線技士
第五級海上特殊無線技士
第六級海上特殊無線技士
第七級海上特殊無線技士
第八級海上特殊無線技士
第一級陸上特殊無線技士
第二級陸上特殊無線技士
第三級陸上特殊無線技士
国内電信級陸上特殊無線技士
第二級アマチュア無線技士
第三級アマチュア無線技士
第四級アマチュア無線技士

(認定の基準)
第二十条 法第四十一条第二項第一号の総務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当する者で総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのできるものと認めるものと認めるものが実施するものであること。

イ 当該養成課程に係る資格の無線従事者の養成を業務とする者

ロ その業務のために当該養成課程に係る資格の無線従事者の養成を必要とする者

二 養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務を行つてゐる場

認定を取り消した日又は認定の効力が失われた日から三年を経過する日までとする。
(資料の提出等)

第十九条 総務大臣は、この節の規定の施行に關し必要があると認めるときは、学校等の設置者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

二 前項の場合において、総務大臣は、第十三条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するためには、実地に調査することができる。

三 総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することのできる者と認める管轄責任者(養成課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。)を置くものであること。

四 申請者、代表者、管理責任者又は講師等(設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに從事する者を含む。以下同じ。)が、次各号のいずれにも該当しないこと。

二 申請者、代表者、管理責任者又は講師等(設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに從事する者を含む。以下同じ。)が、次各号のいずれにも該当しないこと。

三 申請者、代表者、管理責任者又は講師等(設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに從事する者を含む。以下同じ。)が、次各号のいずれにも該当しないこと。

四 申請者、代表者、管理責任者又は講師等(設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに從事する者を含む。以下同じ。)が、次各号のいずれにも該当しないこと。

五 その養成課程の実施に必要な設備を備えるものであること。

六 養成課程の種別(その養成課程において養成しようとする無線従事者の資格の別をいう。以下同じ。)に応じ、別表第六号に掲げる授業科目及び授業時間(養成を受ける者の能力に鑑み、総合通信局長が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間)を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

七 授業形態は、同時受講型授業(いからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。)、随時受講型授業(三及びホに掲げるものをいう。以下の授業をいう。以下同じ。)又は同時・随時受講型授業(同時受講型授業及び随時受講型授業の組合せによる授業をいう。以下同じ。)のいずれかに該当するものであること。

八 集合形式で講師が対面により行う授業

合には、その業務を行ふことによつて養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。

三 総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することのできる者と認める管轄責任者(養成課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。)を置くものであること。

四 申請者、代表者、管理責任者又は講師等(設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに從事する者を含む。以下同じ。)が、次各号のいずれにも該当しないこと。

二 申請者、代表者、管理責任者又は講師等(設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに從事する者を含む。以下同じ。)が、次各号のいずれにも該当しないこと。

三 申請者、代表者、管理責任者又は講師等(設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに從事する者を含む。以下同じ。)が、次各号のいずれにも該当しないこと。

四 申請者、代表者、管理責任者又は講師等(設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに從事する者を含む。以下同じ。)が、次各号のいずれにも該当しないこと。

五 その養成課程の実施に必要な設備を備えるものであること。

六 養成課程の種別(その養成課程において養成を受ける者の能力に鑑み、総合通信局長が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間)を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

七 授業形態は、同時受講型授業(いからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。)、随時受講型授業(三及びホに掲げるものをいう。以下の授業をいう。以下同じ。)又は同時・随時受講型授業(同時受講型授業及び随時受講型授業の組合せによる授業をいう。以下同じ。)のいずれかに該当するものであること。

八 集合形式で講師が対面により行う授業

口 電気通信回線を使用して、複数の教室等にに対して同時に使う授業
ハ 授業の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該授業を行う教室等以外の場所に対しても同時に使う授業
二 電気通信回線を使用して使う授業（口及びハに掲げるものを除く。）であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

ホ 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体を使用して使う授業であつて、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

八 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、別表第七号に掲げる無線従事者の資格を有する者（総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて総合通信局長が適当と認めるものが講師等として授業に從事するものであること。
九 同時受講型授業又は同時・隨時受講型授業（同時受講型授業に係る部分に限る。）の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

十 電気通信術以外の授業科目の授業においては、標準教科書（当該科目の授業に適するものとして総務大臣が別に告示した教科書。以下同じ。）又はこれと同等以上の内容を有する教科書（電磁的方法により作成されたものにあつては、授業内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。以下同じ。）を使用するものであること（総合通信局長が特にその必要がないと認めた場合を除く。）
十一 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施するが、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。
十二 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であること。
十三 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する授業科目別授業時間（随时受講型授業又は同時・随时受講型授業又は同時・随时受講型授業に係る部分に限る。）の授業時間（随时受講型授業に係る部分に限る。）並びに実施要領（前条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

受講型授業（隨時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあっては、講師等の担当する授業科目、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであることを。
二 長期型養成課程の認定の基準は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
一 学校等であつて、総合通信局長がその養成課程を確實に実施することができるものと認められるものが実施するものであること。
三 申請者、代表者、管理責任者又は講師が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
二 総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することができるのである者と認める管理責任者を置くものであること。
三 申請者、代表者、管理責任者又は講師が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者
ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該处分を受けた養成課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

四 その養成課程の実施に必要な設備を備えるものであること。
五 養成課程の種別に応じ、別表第七号の二に掲げる授業科目及び授業時間（同時に開催する部分に限る。）の場合にあつては、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。
六 実施しようとする理由及び運営方針
イ 実施の期間及び場所（隨時受講型授業又は同時・随时受講型授業（同時に開催する部分に限る。）の場合は、その他の参考となる事項）
ロ 授業科目及び授業科目別授業時間（同時に開催する部分に限る。）の授業科目の内容を習得したことの確認を行い、その授業科目の内容を習得したと認める者に限る。

受講型授業（隨時受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあっては、担当する授業科目別授業時間（随时受講型授業又は同時・随时受講型授業（同時に開催する部分に限る。）の場合は、その他の参考となる事項）
二 使用する教科書の名称及びその発行者の氏名又は名称
三 修了証明書の発行の条件
四 ホ 使用する教科書の名称及びその発行者の氏名又は名称

り、当該養成課程の修了証明書又はこれに代えて科目履修証明書及び卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあっては、修了証明書）若しくは総合通信局長が適当と認めるその他の証明書（以下「修了証明書等」という。）を発行するものであることを。
二 前各号に規定するもののほか、講師の担当する授業科目別授業時間、実施要領等に関する適切な実施計画によるものであること。
三 前二項に規定するもののほか、航空無線通信線技士については電気科又は電気通信科に限る。）を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者に限り、当該養成課程の履修を認めることでなければならない。
四 第二十二条 法第四十一条第二項第二号に規定する認定を受けようとする者は、その養成課程に基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
五 管理責任者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。）
六 設備の状況
七 実施する者が行う業務
八 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師等が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容
イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。
ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。
九 長期型養成課程の認定を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その養成課程に当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつたこと。
ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であることを。
一 学校等の名称、その所在地、代表者の役職名及び氏名
二 養成課程を設けようとする学校等の学部及び学科の名称並びにその学部及び学科の入学定員
三 養成課程の種別
四 設置者の名称又は氏名
五 学校等の設立の目的

請書を告示で定めるところにより総務大臣に提出しなければならない。
3 総務大臣は、第一項の確認をしたときは、確認書を交付する。

(変更の届出等)
第三十二条 前条第一項の確認を受けた者は、当該確認を受けた期間の経過前に、当該学校の名称又は学部若しくは学科の名称を変更するときは、あらかじめその内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項の確認を受けた者は、当該確認を受けた期間の経過前に、確認を受けた第三十条の表の中欄に掲げる資格を取得するために必要な同表の下欄に掲げる無線通信に関する科目を短縮するときは、当該変更の日以後の期間又は短縮する期間について、当該確認の取消しの申請をしなければならない。

(確認の取消し等)

第三十二条の二 総務大臣は、第三十一条第一項

の確認をした無線通信に関する科目が、当該確認をした期間の経過前に、第三十条の表の中欄に掲げる資格の免許を受けるために必要な同表の下欄に掲げる科目の内容に適合しなくなつたとき又は当該科目の開設の期間を短縮するときは、当該変更の日以後の期間又は短縮する期間について、当該確認の取消しの申請をする。

(確認の取消し等)

第三十二条の三 第三十一条第一項の確認を受けた者から当該確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

2 前項の規定により確認を取り消された者は、その取消しに係る確認書を総務大臣に返納し、又は必要な訂正を受けなければならない。

(廃校等の届出)
第三十二条の三 第三十一条第一項の確認を受けた者は、当該確認を受けた期間の経過前に、当該学校又は確認に係る学部若しくは学科を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その廃止に係る学校又は学部若しくは学科に関する科目的確認は、当該廃止の日に、将来に向かつてその効力を失う。

(確認した科目内容の公表)

第三十二条の四 総務大臣は、第三十一条第一項の規定により確認した無線通信に関する科目、学校の名称、学部又は学科の名称、免許の対象の名称、学部若しくは学科の名称、免許の対象の利用その他の方法により公表するものとす

(資料の提出等)

第三十二条の五 総務大臣は、この章の規定の施行に關し必要があると認めるときは、第三十一条第一項の確認を受けた者又は同条第二項の申請をした者に対する請求をして、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、第三十一条第一項の確認をした無線通信に関する科目又は同条第二項の申請に係る無線通信に関する科目又は同条第二項の申請に係る無線通信に関する科目が、第三十一条の表の中欄に掲げる資格の免許を受けるために必要な同表の下欄に掲げる科目の内容に適合しているかどうかを確認するため必要があるときは、実地に調査することができる。

第四章 資格、業務経歴等による免許の要件等
(資格、業務経歴等による免許の要件等)

第三十三条 法第四十一条第二項第四号の総務省令で定める資格は次の表の上欄に掲げる資格とし、同号の総務省令で定める資格及び業務経歴その他の要件は同表の下欄に掲げる資格及び業務経歴並びに総務大臣が次条に定める基準に適合するものであるとの認定をした講習課程(以下「認定講習課程」という。)を修了したものとする。

現に第一級総合無線通信士の資格を有し、他の要件は同表の下欄に掲げる資格及び業務経歴並びに総務大臣が次条に定める基準に適合するものであるとの認定をした講習課程(以下「認定講習課程」という。)を修了したことを認めるとき、又は第三十一条第一項の確認を受けた者から当該確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

2 前項の規定により確認を取り消された者は、その取消しに係る確認書を総務大臣に返納し、又は必要な訂正を受けなければならない。

(確認の取消し等)

第三十二条の三 第三十一条第一項の確認を受けた者は、当該確認を受けた期間の経過前に、当該学校又は確認に係る学部若しくは学科を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その廃止に係る学校又は学部若しくは学科に関する科目的確認は、当該廃止の日に、将来に向かつてその効力を失う。

(確認した科目内容の公表)

第三十二条の四 総務大臣は、第三十一条第一項の規定により確認した無線通信に関する科目、学校の名称、学部又は学科の名称、免許の対象の名称、学部若しくは学科の名称、免許の対象の利用その他の方法により公表するものとす

第四級 現に第一級海上特殊無線技士又は第二級海上無海特殊無線技士の資格を有し、かつ、該資格により海岸局又は船舶局の無線設備に五年以上従事した経験を有すること。

第一級 現に第一級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士の資格を有し、かつ、当該アマチュア局の無線設備を除く。の操作に七年以上従事した経験を有すること。

第二級 現に第二級総合無線通信士の資格を有し、アマチュア局の無線設備を除く。の操作に七年以上従事した経験を有すること。

第三級 現に第二級海上特殊無線技士の資格を有し、アマチュア局の無線設備を除く。の操作に七年以上従事した経験を有すること。

第四級 現に第一級海上特殊無線技士又は第二級海上無海特殊無線技士の資格を有し、かつ、当該アマチュア局の無線設備を除く。の操作に七年以上従事した経験を有すること。

第五級 現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、アマチュア局の無線設備を除く。の操作に七年以上従事した経験を有すること。

第六級 現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、アマチュア局の無線設備を除く。の操作に七年以上従事した経験を有すること。

第七級 現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、アマチュア局の無線設備を除く。の操作に七年以上従事した経験を有すること。

第八級 現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、アマチュア局の無線設備を除く。の操作に七年以上従事した経験を有すること。

第九級 現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、アマチュア局の無線設備を除く。の操作に七年以上従事した経験を有すること。

イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反して、法第七十六条第一項(法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む)又は第七十九条第一項及び第二項の規定による处分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

ハ 第四十一条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた認定講習課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

ニ その認定講習課程の実施に必要な設備を備えるものであること。

ハ 認定講習課程の種別(前条第一項の表の上欄に掲げる資格でその認定講習の別をいう。)又は随時受講型講習(二及びホに掲げ(イからハまでに掲げるものをいう。以下同様)。)又は別表第八号に掲げる講習科目及び講習時間(総務大臣が別に告示する要件を満たす者については、告示する講習時間)を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

イ 集合形式で講師が対面により行う講習(イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。)に該当するものであること。

ハ 電気通信回線を使用して、複数の教室等以外の場所に対して同時に行う講習

ハ 講習の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該講習を行う教室等以外の場所に対して同時に行う講習

ハ 講習の内容を電気通信回線を通じて送信(ビハに掲げるものを除く。)であつて、同時受講型講習に相当する教育効果を有するもの

九 本電磁的方法による記録媒体を使用して行う講習であつて、同時受講型講習に相当する教育効果を有するもの

十 同時受講型講習の講師は、一の会場につき一人以上を置くものであること。

十一 講習科目の講習においては、教材等（当該科目の講習に適するものとして総務大臣が認める教科書その他の教材（電磁的方法により作成されたものにあっては、講習内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。）をいう。以下同じ。）を使用するものであること。

十二 認定講習課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該認定講習課程の修了証明書を発行するものであること。

十三 認定講習課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行われる業務の範囲及び責任が明確であること。

十四 第八号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する講習科目別講習時間（隨時受講型講習の場合にあっては、講師等の担当する講習科目）、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

（認定の申請）

第三十五条 認定講習課程を実施しようとする者は、認定講習課程の種別及びその課程の一ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書に、使用者等を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教材等が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教材等と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教材等の提出を省略することができる。

一 認定講習課程の種別

二 氏名又は名称及び住所

三 実施しようとする理由

四 管理責任者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。）

五 設備の状況

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの。イ 実施の期間及び場所（随时受講型講習の場合にあっては、受講形態の概要）

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間（同時に受講型講習の場合にあっては、時間割を含む。）並びに実施要領（前条第七号の総務

大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する講習科目別講習時間（随时受講型講習の場合にあっては、担当する講習科目）

二 講習人員

本 使用する教材等の名称及び発行者の氏名又は名称

ハ 試験問題の作成方針及び管理方法

ト 修了証明書の発行の条件

チ 修了試験の方法

リ 認定講習課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）

ヌ 施設費及び運営費並びにその支弁方法

ル 受講料の額

七 実施する者が行う業務

ハ 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師等が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。

八 総務大臣は、前項の規定により認定したときは、認定書を交付する。

九 前項の認定書には、その認定が第三十四条第七号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することは、認定しなければならない。ただし、同条第五号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することは、認定されなければならない。ただし、同条第五号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することは、認定されなければならない。

（認定）

第三十六条 総務大臣は、第三十五条の申請があつた場合において、当該申請に係る認定講習課程が第三十四条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。ただし、同条第五号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することは、認定されなければならない。ただし、同条第五号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することは、認定されなければならない。

（認定）

第三十七条 前条の認定を受けた講習課程を実施する者（以下「認定講習課程実施者」という。）は、その認定講習課程を第三十四条に規定する基準に適合するよう維持しなければならない（基準の維持等）。

（変更の承認等）

第三十八条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類（使用する教材等を含む。）を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

（報告）

一 管理責任者

二 設備の状況

三 実施の期間

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間（同時に受講型講習にあっては、時間割を含む。）並びに実施要領（第三十四条第七号の総務

大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等（その担当別を含み、第三項第一

号口に掲げるものを除く。）

二 修了者別の修了試験の成績

大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する講習科目別講習時間（随时受講型講習の場合にあっては、担当する講習科目）

二 講習人員

本 使用する教材等の名称及び発行者の氏名又は名称

ハ 試験問題の作成方針及び管理方法

ト 修了試験の方法

チ 施設費及び運営費並びにその支弁方法

リ 受講料の額

ト 認定講習課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）

ホ 試験問題の作成方針及び管理方法

ヘ 修了試験の方法

二 使用する教材等（変更後使用する教材等が既に総務大臣が認めた教材等であるときを除く。）

（電磁的方法により作成された教材等の提出方法）

第三十五条の三 前二条の規定により総務大臣が第三十五条の申請があつた場合において、当該申請に係る認定講習課程が第三十四条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。ただし、同条第五号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することは、認定されなければならない。ただし、同条第五号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することは、認定されなければならない。

（認定）

第三十六条 総務大臣は、第三十五条の申請があつた場合において、当該申請に係る認定講習課程が第三十四条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。ただし、同条第五号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することは、認定されなければならない。ただし、同条第五号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することは、認定されなければならない。

（認定）

第三十七条 前条の認定を受けた講習課程を実施する者（以下「認定講習課程実施者」という。）は、その認定講習課程を第三十四条に規定する基準に適合するよう維持しなければならない（基準の維持等）。

（変更の承認等）

第三十八条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類（使用する教材等を含む。）を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

（報告）

一 管理責任者

二 設備の状況

三 実施の期間

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間（同時に受講型講習にあっては、時間割を含む。）並びに実施要領（第三十四条第七号の総務

大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等（その担当別を含み、第三項第一

号口に掲げるものを除く。）

二 修了者別の修了試験の成績

二 認定講習課程が終了したとき。	イ 認定講習課程の種別
ロ 実施の期間	ハ 講習科目別講習時間
二 講師等の氏名及び担当科目別講習時間 (隨時受講型講習の場合にあつては、担当する講習科目)	ホ 修了試験の問題
ト その他参考となる事項	ヘ 履修者数
(書類の保存)	ト その他参考となる事項

第四十条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程が終了した日から二年間、当該認定講習課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。	第二十七条第二項の規定は、前項の規定による問題及び答案の保存について準用する。 (認定の取消し等)
第四十一条 総務大臣は、認定講習課程が第三十四条に規定する基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消すことができる。	2 第四十二条第二項の規定は、前項の規定によるとおり問題及び答案の保存について準用する。
2 総務大臣は、認定講習課程実施者が第三十八条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。	3 前二項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。 (廃止)
3 前項の届出があつたときは、その認定講習課程に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失つ。(認定した認定講習課程の公表)	4 第四十二条第一号又は第二号に掲げる者(総務大臣又は総合通信局長が特に支障がないと認めたものを除く。)は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により無線従事者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(第一号を除く。)の規定は、同項第二号に該当する者であつて、総務大臣又は総合通信局長がその資格の無線従事者が行う無線設備の操作に支障がないと認める場合は、適用しない。
第四十二条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。	5 第一項第二号に該当する者(精神の機能の障害により無線従事者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を除く。)が次に掲げる資格の免許を受けようとするときは、前項の規定にかかるわらず、第一項(第一号を除く。)の規定は適用しない。
二 第三級陸上特殊無線技士	6 別表第五号様式の業務経歴証明書及び第三十三条の講習課程の修了証明書(いずれの証明書も法第四十一条第二項第四号に該当する者が免許を受けようとする場合に限るものとし、講習課程の修了証明書にあつては、第三十三条第一項の規定により講習課程を受けなければならぬ者が免許を受けようとする場合に限る。)
三 第二級アマチュア無線技士	7 取消しの処分を受けた資格、免許証の番号及び取消しの年月日を記載した書類(無線従事者の免許を受けていた者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行う場合に限り)。
四 第三級アマチュア無線技士	8 第五十二条 無線従事者は、氏名に変更を受けようとする者は、前項ただし書きの場合は除き、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の書類の添付を要しない。
五 第四級アマチュア無線技士	9 第五十三条 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から十日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

第四十二条の二 総務大臣は、現に第三十六条第一項の規定により認定している認定講習課程について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。	二 医師の診断書(第四十五条第一項第二号に該当する者(同条第三項の規定により同条第一項の規定による提出等))
一 認定講習課程の種別	三 実施の期間
二 認定講習課程実施者	四 その他参考となる事項
三 実施の期間	四 その他参考となる事項
四 その他参考となる事項	(資料の提出等)

第四十三条 総務大臣は、この章の規定の施行に關し、必要があるときは、第三十五条の申請を提出する。	二 前項の場合において、総務大臣は、第三十四条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するため必要があるときは、実地に調査することができる。
二 医師の診断書(第四十五条第一項第二号に該当する者(同条第三項の規定により同条第一項の規定による提出等))	三 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第五十条において同じ。)一枚
三 実施の期間	四 免許を与えない者(免許を与えない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。)
四 その他参考となる事項	五 法第四十二条第一号又は第二号に該当することを証する科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者については、修了証明書(いずれの証明書も同号に該当する者)を証する)に該当する者にあっては、第三十一条の確認を受けていない学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)が免許を受けようとする場合に限る。)
(資料の提出等)	六 法第四十二条第一号又は第二号に該当することを証する科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者については、修了証明書(いずれの証明書も同号に該当する者)を証する)に該当する者にあっては、第三十一条の確認を受けていない学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)が免許を受けようとする場合に限る。)
二 医師の診断書(第四十五条第一項第二号に該当する者(同条第三項の規定により同条第一項の規定による提出等))	七 免許の申請
三 実施の期間	八 第四十六条 免許を受けようとする者は、別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
四 その他参考となる事項	九 第四十七条 総務大臣又は総合通信局長は、免許証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を前項の申請書に記載すると申請書に記載するとき。
五 認定した認定講習課程の公表	十 第四十八条及び第四十九条 削除

(無線従事者原簿)

- 第五十二条** 法第四十三条の無線従事者原簿に記載する事項は、次のとおりとする。
- 一 無線従事者の資格別
 - 二 免許の年月日及び免許証の番号
 - 三 氏名及び生年月日
 - 四 免許証を訂正され、又は再交付された者であるときは、その年月日
 - 五 免許を取り消され、若しくは業務に従事することを停止された者又は法第九章の罪を犯し刑に処せられた者であるときは、その旨並びに理由及び年月日
 - 六 その他総務大臣が必要と認める事項

第六章 証明の手続

第一節 証明の手続

(証明の申請)

- 第五十三条** 証明を受けようとする者は、別表第十六号様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、法第四十八条の二第二項第二号に該当する者は、同号の訓練の課程を修了したことを証明する書類を添えるものとする。

(証明書の交付)

- 第五十四条** 総務大臣は、証明を行ったときは、別表第十七号様式の船舶局無線従事者証明書(以下「証明書」という。)を交付する。

(証明書の訂正)

- 第五十五条** 削除
第五十六条 証明を受けた者は、氏名に変更を生じたときは、別表第十九号様式の申請書に証明書及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣に提出し、証明書の訂正を受けなければならない。ただし、次条の規定による証明書の再交付を受けることを妨げない。

(証明書の再交付)

- 第五十七条** 証明を受けた者は、証明書を汚し、破り、失い、又は証明書の経歴の記載欄の余白が無くなつたために再交付を受けようとするときは、別表第二十号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

- 一 証明書(証明書を失つた場合を除く。)
- 二 氏名の変更の事実を証する書類(前条に規定する場合に限る。)
- 三 証明の効力を確認するための書類(証明書を失つた場合に限る。)
- (証明書の返納)
- 第五十八条** 証明を受けた者は、証明が失効したとき又は証明の取消しの処分を受けたときは、

その失効した日又は処分を受けた日から十日以内にその証明書を総務大臣に返納しなければならない。

証明を受けたときは、戸籍法による死亡又は失そろを告げたときは、戸籍法による死亡又は失そろを宣告の届出義務者は、遅滞なく、その証明書を総務大臣に返納しなければならない。

- 2 証明を受けた者が死亡し、又は失そろの宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失そろを告げようとする者は、別表第二十一号様式の申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

(再訓練の申請)

- 第五十九条** 法第四十八条の三第一号に規定する訓練(以下「新規訓練」という。)及び再訓練の科目、時数、実施時期及び場所は、別表第二十二号のとおりとする。

(訓練の実施)

- 第六十条** 法第四十八条の二第二項第一号に規定する訓練(以下「新規訓練」という。)及び再訓練の科目、時数、実施時期及び場所は、別表第二十二号のとおりとする。
- 2 新規訓練の実施期日その他その訓練の実施に関する事項は、あらかじめ公示する。
- 3 総務大臣又は総合通信局長は、第五十三条の申請又は前条の申請があつたときは、申請者の(法第四十八条の二第二項第一号に該当するものを除く。)に新規訓練又は再訓練の実施日時、場所その他その訓練の実施に関する必要な事項を通知する。

第二節 訓練の課程の認定

(認定の基準)

- 第六十一条** 法第四十八条の二第二項第二号に規定する認定(以下「認定新規訓練の認定」という。)及び法第四十八条の三第一号に規定する認定(以下「認定再訓練の認定」という。)は、認定(以下「認定再訓練の認定」という。)は、次に掲げる基準に適合すると認められる訓練の課程について行う。

- 一 営利を目的とするものでないこと。
- 二 総合通信局長がその訓練の課程を確実に実施することのできる者と認めるものが実施すること。
- 三 管理責任者の(訓練の課程の運営を直接管理する責任者をい。以下この節において同じ。)で、総合通信局長がその訓練の課程の運営を厳正に管理することのできるものと認めるものと置くものであること。
- 四 その訓練の課程の実施に必要な設備を備えるものであること。

(認定の申請)

- 第六十二条** 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けようとする者は、その訓練の課程について、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 實施しようとする理由及び運営方針
- 三 管理責任者の氏名、生年月日及び職業(勤務先及び役職名を含む。第五号において同じ。)
- 四 設備の状況
- 五 實施計画に関する事項で次に掲げるもの

(認定の申請)

- 第六十三条** 総合通信局長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る訓練の課程が第六十一条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。

六 第一級総合無線通信士の資格を有し、かつ、証明を受けた者(総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有する者と認めるものを含む。)で、その経験等からみて総合通信局長が適と認めるものが講師として訓練に従事するものであること。

七 法第四十八条の二第二項第一号の認定に係る訓練の課程については、その課程を修了した者に限り、その訓練を修了したことを証する。

八 法第四十八条の三第一号の認定に係る訓練の課程については、その課程を修了した者に限り、その証明書にその課程を修了したことを証するものであること。

九 前三号に掲げるもののほか、実施の期間、講師の担当する科目別時数、施設費及び運営費の支弁方法等に關する適切な実施計画によるものであること。

- 第六十四条** 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者は、その訓練の課程を第六十一条に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

(認定の維持)

(認定の承認)

- 2 総合通信局長は、前項の規定により認定したときは、認定書を交付する。

(認定)

- 第六十五条** 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者は、その訓練の課程の管理責任者、実施の期間又は講師(その担当別を含む。)を変更しようとするときは、変更しようと/orする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総合通信局長の承認を受けなければならぬ。

(変更の承認)

- 第六十六条** 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者は、第六十二条各号に掲げる事項(前項の規定により承認を受けなければならないものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総合通信局長に届け出なければならない。

(報告)

- 第六十七条** 認定再訓練の認定を受けた者は、その訓練の課程が終了したときは、その都度直ちに、その旨を総合通信局長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該訓練の課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。

一 實施の期間及び場所

- 二 訓練の科目別時数
- 三 施設費及び運営費並びにその支弁方法
- 四 実施する者が行う業務

五 執務が法若しくはこれに基づく命令又はこれ

- 六 その他の参考となる事項

らに基づく处分に違反して法第七十六条(法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)若しくは法第七十九条の規定によられたことの有無(それがある場合は、その事由を含む。)

九 その他参考となる事項

- 一 第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)若しくは法第七十九条の規定によられたことの有無(それがある場合は、その事由を含む。)
- 二 修理を受けた者(総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有する者と認めるものを含む。)で、その経験等からみて総合通信局長が適と認めるものが講師として訓練に従事するものであること。
- 三 第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)若しくは法第七十九条の規定によられたことの有無(それがある場合は、その事由を含む。)
- 四 修理を受けた者(総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有する者と認めるものを含む。)で、その経験等からみて総合通信局長が適と認めるものが講師として訓練に従事するものであること。
- 五 修理を受けた者(総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有する者と認めるものを含む。)で、その経験等からみて総合通信局長が適と認めるものが講師として訓練に従事するものであること。
- 六 修理を受けた者(総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有する者と認めるものを含む。)で、その経験等からみて総合通信局長が適と認めるものが講師として訓練に従事するものであること。
- 七 修理を受けた者(総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有する者と認めるものを含む。)で、その経験等からみて総合通信局長が適と認めるものが講師として訓練に従事するものであること。
- 八 修理を受けた者(総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有する者と認めるものを含む。)で、その経験等からみて総合通信局長が適と認めるものが講師として訓練に従事するものであること。

(認定の取消し等)

第六十七条 総合通信局長は、認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定をした訓練の課程が第六十一条に規定する認定基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消す。

総合通信局長は、認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者が第六十六条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

前二項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総合通信局長に返納しなければならない。

(廃止)
第六十八条 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者は、その訓練の課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総合通信局長に届け出なければならない。

前項の届出があつたときは、その訓練の課程に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。(資料の提出等)

第六十九条 総合通信局長は、この節の規定の施行に関し必要があると認めるときは、第六十二条の申請をした者又はその認定を受けた者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

前項の場合において、総合通信局長は、第六十一条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

第七章 主任講習
(主任講習の区分)
定める講習(以下「主任講習」という。)の区分は、次のとおりとする。
一 海上主任講習 海岸局、船舶局、海岸地球局、船舶地球局その他船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行う無線局に選任される主任無線従事者を対象とする主任講習
二 航空主任講習 航空局、航空機局、航空地球局、航空機地球局その他航空機の航行の安全に密接な関係のある通信を行う無線局に選任される主任無線従事者を対象とする主任講習
三 陸上主任講習 前二号に規定する無線局以外の無線局に選任される主任無線従事者を対象とする主任講習

(主任講習の科目等)

第七十二条 主任講習の日時及び場所(随时受講型講習)あつては、主任講習の期間(公示)

主任講習の実施に關し必要な事項は、総務大臣又は指定講習機関があらかじめ公示する。

2 主任講習は、同時受講型講習又は隨時受講型講習の方法により行うものとする。

2 主任講習は、法第三十九条の五に規定する業務規程に定める方法により行わなければならない。

(主任講習の申請)
第七十三条 法第三十九条第七項(法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定により、主任講習を受けようとする者は、別表第二十五号様式の主任無線従事者講習受講申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 指定講習機関が行う主任講習を受けようとする者は、当該指定講習機関が定めるところにより、申請書を当該指定講習機関に提出しなければならない。

(主任講習の通知)
第七十四条 総務大臣又は指定講習機関は、前条の申請があつたときは、申請者に主任講習の日時及び場所(隨時受講型講習にあつては、主任講習の期間)を通知する。(修了証)
第七十五条 総務大臣又は指定講習機関は、主任講習を修了した者に対しては、主任無線従事者講習修了証を交付する。**第八章 指定講習機関**
(指定の申請)
定める講習の二第二項の規定による指定(以下この章において「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。一 行おうとする主任講習の区分
二 名称及び住所

三 主任講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 陸上主任講習 前二号に規定する無線局以外の無線局に選任される主任無線従事者を対象とする主任講習

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 行おうとする主任講習の区分
二 名称及び住所

三 主任講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

四 主任講習の業務を開始しようとする日

第七十六条 法第三十九条の二第二項の規定による指定(以下この章において「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 指定講習機関は、主任講習を実施したときは、主任講習の区分ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第三十九条の七に規定する帳簿は、主任講習の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(指定講習機関の名称等の変更の届出)
第七十七条 指定講習機関は、法第三十九条の三第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。一 変更後の名称又は住所若しくは所在地
二 変更しようとする年月日(業務規程の記載事項)
第七十八条 法第三十九条の五第一項の総務省令で定める講習の業務の実施に関する事項は、次のとおりとする。一 主任講習の業務を行う時間及び休日に関する事項
二 主任講習の業務を行う事務所及び実施場所のとおりとする。三 主任講習の業務を行う時間及び休日に関する事項
四 受講者数
五 修了者数

2 前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日、住所並びに現に有する無線従事者の資格及び免許証の番号の一覧表を添えなければならない。

(講習の休廃止の許可の申請)
第七十九条 指定講習機関は、法第三十九条の十第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。一 休止又は廃止しようとする主任講習の業務の範囲
二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
三 休止又は廃止の理由

ときは、申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 指定講習機関は、法第三十九条の五第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日三 変更の理由
(帳簿)
第八十条 法第三十九条の七の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

2 法第三十九条の七に規定する帳簿は、主任講習の日から五年間保存しなければならない。

2 指定講習機関は、主任講習を実施したときは、主任講習の区分ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第三十九条の七に規定する帳簿は、主任講習の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(主任講習の実施結果の報告)
第八十一条 指定講習機関は、主任講習を実施したときは、主任講習の区分ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 指定講習機関は、主任講習を実施したときは、主任講習の区分ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第三十九条の七に規定する帳簿は、主任講習の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

2 指定講習機関は、主任講習を実施したときは、主任講習の区分ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。

気通信術、国内法規、国際法規、空中線系及び電波伝搬、無線機器並びに無線設備管理を除く。)の試験の免除を受けることのできる者は、新規則第六条第二項の規定により、旧規則による試験科目の試験の免除を受けることのできる者に相当する資格の国家試験の当該試験科目の試験の免除を受けることができる者とみなす。この場合において、試験の免除は、免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る試験科目の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される国家試験に限り行うものとする。

4 この省令の施行の際現に旧規則第八条第二項の規定により旧資格の国家試験の試験科目(電気通信術、国内法規、国際法規、空中線系及び電波伝搬、無線機器並びに無線設備管理を除く。)の試験の免除を受けることのできる者は、申請により、当該免除を受けることのできる旧資格に相当する資格の国家試験の当該試験科目の試験の免除は、免除を受けようとする者が合格受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る試験科目の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される国家試験に限り行うものとする。

5 この省令の施行の際現に旧規則第六条第一項の規定により旧資格の国家試験の電気通信術の試験の免除を受けることのできる者が特例国家試験を免
除する場合は、申請により、当該免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る電気通信術の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される特例国家試験に限り行うものとする。

2 この省令の施行の際現に旧規則第六条第一項の規定により旧資格の国家試験の電気通信術の試験の免除を受けることのできる者が特例国家試験を受ける場合は、申請により、当該免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る電気通信術の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される特例国家試験に限り行うものとする。

6 この省令の施行の際現に旧規則第九条の規定により旧資格の国家試験の予備試験又は電気通信術若しくは英語の試験の免除を受けることのできる者が特例国家試験を受ける場合は、申請により、当該免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る電気通信術の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される特例国家試験に限り行うものとする。

7 この省令の施行の際現に旧規則第六条第二項の規定により旧資格の国家試験の試験科目(電気通信術を除く。)の試験の免除を受けることのできる者が特例国家試験の当該免除に係る予備試験又は電気通信術若しくは英語の試験の免除を受ける場合は、申請により、当該免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る電気通信術の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される特例国家試験に限り行うものとする。

8 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格の特例国家試験において予備試験に合格した者又は合格点を得た当該予備試験の試験科目の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される特例国家試験に限り行うものとする。

9 特例国家試験を受けようとする者は、旧規則別表第二号様式による申請書を郵政大臣に提出しなければならない。この場合において、同様式中免除を希望する事項の欄には、予備試験又は試験科目の試験の免除の根拠を明示しなければならない。

4 この省令の施行の際現に旧規則第七条第一項又は第二項の規定により旧資格の国家試験の予備試験又は試験科目の試験の免除を受けることのできる者が特例国家試験を受けることのできる旧資格に相当する資格の特例国家試験の当該免除に係る予備試験又は試験科目の試験を免除する場合は、申請により、当該免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る試験科目の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される特例国家試験に限り行うものとする。

2 平成四年四月三十日において現に第一級総合無線通信士、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線通信士の資格の特例国家試験の無線機器及び無線設備管理の試験の免除を受けることができる者は、その者が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いずれの試験科目についても合格点を得た場合は、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちいずれか遅い月)に実施された当該資格の無線工学Aの試験に合格点を得た者とみなす。

3 平成四年四月三十日において現に第一級総合無線通信士、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線通信士の資格の特例国家試験の空中線系及び電波伝搬並びに無線設備管理の試験の免除を受けることができる者は、その者が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いずれの試験科目についても合格点を得た場合は、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちいずれか遅い月)に実施された当該資格の無線工学Bの試験に合格点を得た者とみなす。

4 平成四年四月三十日において現に第一級総合無線通信士、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格の特例国家試験の空中線系及び電波伝搬並びに無線設備管理の試験の免除を受けることができる者は、その者が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いずれかの試験科目についても合格点を得た場合は、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちいずれか遅い月)に実施された当該資格の無線工学Bの試験に合格点を得た者とみなす。

5 この省令の施行の際現に旧規則第六条第一項の規定により第一級無線通信士、第二級無線通信士、第一級無線技術士又は第二級無線技術士の資格の国家試験の予備試験の実施された月に実施された当該資格の国家試験の予備試験に合格した者は、当該試験に合格した者とみなす。当該資格の特例国家試験において認定を受けたものに交付する免許証の記載事項は、新規則別表第十三号様式の第一にかかるわらず、なお従前の例による。

6 この省令の施行の際現に旧規則第六条第一項の規定により旧資格(第一級無線通信士、第二級無線通信士)の資格に相当する資格の国家試験の予備試験又は試験科目の試験の免除を受けることのできる者が特例国家試験を受けることのできる旧資格に相当する資格の特例国家試験の当該免除に係る予備試験又は試験科目の試験を免除する場合は、申請により、当該免除を受けようとする者が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いずれかの試験科目についても合格点を得た場合は、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちいずれか遅い月)に実施された当該資格の国家試験の法規の試験に合格点を得た者とみなす。

2 平成四年四月三十日において現に第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の資格の特例国家試験の国内法規及び国際法規の試験の免除を受けることのできる者は、その者が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いずれかの試験科目についても合格点を得た場合は、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちいずれか遅い月)に実施された当該資格の国家試験の法規の試験に合格点を得た者とみなす。

3 平成四年四月三十日において現に第一級総合無線通信士、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線通信士の資格の特例国家試験の空中線系及び電波伝搬並びに無線設備管理の試験の免除を受けることができる者は、その者が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いずれかの試験科目についても合格点を得た場合は、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちいずれか遅い月)に実施された当該資格の国家試験の法規の試験に合格点を得た者とみなす。

4 平成四年四月三十日において現に第一級総合無線通信士、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線通信士の資格の特例国家試験の空中線系及び電波伝搬並びに無線設備管理の試験の免除を受けることができる者は、その者が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いずれかの試験科目についても合格点を得た場合は、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちいずれか遅い月)に実施された当該資格の国家試験の法規の試験に合格点を得た者とみなす。

5 この省令の施行の際現に旧規則第六条第一項の規定により第一級無線通信士、第二級無線通信士、第一級無線技術士又は第二級無線技術士の資格の国家試験の予備試験の実施された月に実施された当該資格の国家試験の予備試験に合格した者は、当該試験に合格した者とみなす。当該資格の特例国家試験において認定を受けたものに交付する免許証の記載事項は、新規則別表第十三号様式の第一にかかるわらず、なお従前の例による。

6 この省令の施行の際現に旧規則第六条第一項の規定により旧資格(第一級無線通信士、第二級無線通信士)の資格に相当する資格の国家試験の予備試験又は試験科目の試験の免除を受けることのできる者が特例国家試験を受けることのできる旧資格に相当する資格の特例国家試験の当該免除に係る予備試験又は試験科目の試験を免除する場合は、申請により、当該免除を受けようとする者が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いずれかの試験科目についても合格点を得た場合は、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちいずれか遅い月)に実施された当該資格の国家試験の法規の試験に合格点を得た者とみなす。

1	附 則 (平成五年二月四日郵政省令第二号) 抄	この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成四年法律第七十四号)の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。
2	1 この省令は、公布の日から施行する。 2 経歴証明書、無線従事者資格認定申請書、無線従事者免許証亡失届、船舶局無線従事者証明申請書、船舶局無線従事者証明書亡失届、船舶局無線従事者証明書訂正申請書、船舶局無線従事者証明書再交付申請書、船舶局無線従事者証明に係る再訓練の申請書及び主任無線従事者講習受講申請書は、改正後の無線従事者規則の別表第五号様式、別表第九号様式、別表第十四号様式、別表第十六号様式、別表第十八号様式、別表第十九号様式、別表第二十号様式、別表第二十一号様式及び別表第二十五号様式にかかるらず、当分の間、なお従前の様式によることができる。	(平成五年一〇月二九日郵政省令第五九号)

3	4 この省令の施行の際現に旧規則別表第一号、別表第二号又は別表第三号により国家試験の予備試験の免除を受けることのできる者が、旧規則により予備試験の免除を受けることのできる資格の国家試験を受ける場合は、申請により、無線工学の基礎の試験の免除を受けることができる。	5 この省令の施行の際現に旧規則第十五条の規定により予備試験の免除を受けることができる学校等に認定されている学校等は、この省令による改正後の従事者規則第十五条の規定により予備試験の免除を受けることのできる資格の国家試験の無線工学の基礎の試験の免除を受けることができる学校等に認定された学校等とみなす。
6	6 この省令の施行の日(以下「新規則」という。)改正後の従事者規則(以下「旧規則」という。)第三十三条の規定に基づく指定を受けた者となりなす。	7 この省令の施行の際現に旧規則第三十一条の規定に基づく講習を修了している者は、この省令の施行の日に、新規則第三十三条の規定に基づく講習を修了した者とみなす。

8	8 この省令の施行の際現に別表第七号の二の授業科目が開設されている学校等の教育課程において、既に同表の授業科目の一部又は全部を教授したものであつて、当該教育課程が修了していないものについても養成課程の認定を受けることができる。	9 この省令の施行の前に旧令第三十七条の指定を受けた指定講習実施者が行う指定講習であつて、この省令の施行の日から平成十年三月三十日までに終了する指定講習の課程については、この省令による改正後の従事者規則第三十六条の認定を受けた講習課程とみなす。
10	10 この省令は、平成九年一月一日から施行する。	11 この省令は、平成十年二月二日から施行する。

11	11 この省令による改正前の従事者規則の規定により交付された免許証(第一級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の資格に係るものに限る。)であつて、この省令の施行の際に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則別表第十三号様式第1又は第3によるものとみなす。	12 この省令による改正前の従事者規則の規定により交付された免許証(第一級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の資格に係るものに限る。)であつて、この省令の施行の際に効力を有するものは、この省令による改正前の従事者規則の規定により、昭和五十八年三月三十一日以前に実施された第一級無線通信士の国家試験に合格し、又はその本試験を改正する省令(平成二年郵政省令第十八号)による改正前の従事者規則の規定により、昭和五十八年三月三十一日以前に実施された第一級無線通信士の国家試験に合格し、又はその本試験において電気通信術の試験に合格点を得た者(同日以前に同令第十一一条の規定により第一級無線通信士の資格に合格したものの免許)である。
12	12 この省令は、平成十年六月一日から施行する。	13 この省令は、平成十一年三月三〇日郵政省令第四号

この省令による改正前の無線従事者規則の規定により交付された免許証（第一級総合無線通信士及び第二級総合無線通信士の資格に係るものに限る。）であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則別表第十三号様式第1によるものとみなす。

前項の場合において、無線従事者規則の全部を改正する省令（平成二年郵政省令第十八号）による改正前の無線従事者規則（昭和三十三年郵政省令第二十八号。以下「旧規則」という。）の規定により、昭和五十八年三月三十日以前に実施した第一級無線通信士の国家試験に合格し、又はその本試験において電気通信術の試験に合格点を得た者（同日以前に旧規則第二十一条の規定により第一級無線通信士の資格について認定を受けた学校等を卒業した者で旧規則第九条の規定により第一級無線通信士の国家試験における電気通信術の試験を免除されたものを含む。）で第一級無線通信士の資格の国家試験に合格したもの（免許証については、その記載事項中「第一級無線電子証明書」とあるのは「第一級無線電子証明書」、第一級無線電子証明書とする。）

船舶局無線従事者証明申請書の様式は、改正後の別表第十六号様式にかかわらず、当分の間、なお従前の様式によることができる。この場合において、電波法施行規則第三十四条の一に規定する無線従事者の資格を有しない場合であつて、これらの資格のうち現に養成課程を修了しているときは、養成課程の資格、修了証明書の番号、実施場所（市町村名）及び修了年月日を当該船舶局無線従事者証明申請書の備考欄に記載するものとする。

附 則（平成一〇年八月一三日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月一一日郵政省令第一二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、無線従事者規則別表第三号の改正規定は、平成十一年八月一日から施行する。

附 則（平成一一年五月二一日郵政省令第四二号）

この省令は、平成十二年九月二七日郵政省令による改正前の無線従事者規則の全部を改正する。この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができます。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を補修して、使用することがある。

附 則（平成一二年一月二九日郵政省令第七号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十二年法律第一百九号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成一三年六月二〇日総務省令第八九号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の従事者規則第三十条の無線通信に関する科目に適合しているとして従事者規則第三十一条の規定により確認を受けている学校は、この省令による改正後の従事者規則第三十条の無線通信に関する科目に適合しているとして従事者規則第三十一条の規定により確認を受けている学校とみなす。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の従事者規則第七号の二の授業科目及び授業時間数に適合しているとして従事者規則第二十三条の規定により従事者規則第二十条ただし書に規定する長期型養成課程（以下単に「長期型養成課程」という。）の認定を受けている学校等は、この省令による改正後の従事者規則別表第七号の二の授業科目及び授業時間数に適合しているとして従事者規則第二十三条の規定により長期型養成課程の認定を受けている学校等とみなす。

附 則（平成一三年七月二三日総務省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月五日郵政省令第一二号）

この省令は、平成十二年九月二七日郵政省令による改正前の無線従事者規則の全部を改正する。この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二四日総務省令第五号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月二二日総務省令第七八号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二四日総務省令第九五号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に行われた第二級アマチュア無線技士の資格の国家試験において電気通信術の試験に合格している者は、その合格した電気通信術の試験が行われた月の翌月の初めから起算して三年以内に行われる第一級アマチュア無線技士の資格の国家試験に限り、申請により電気通信術の試験を免除する。

前項の規定により電気通信術の試験の免除を申請する場合は、別表第四号様式第3による無線従事者規則別表第十一号様式にかかわらず、当分の間、なお従前の様式によることができる。

この場合においては、無線従事者規則第四十六条に基づく申請の際は、国家試験合格の受験番号記載欄右の※印の欄に無線従事者規則第四十五条第一項各号の該当の有無（有の場合はその事由を含む。）を記載するものとする。

附 則（平成一五年六月二三日総務省令第八号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月二六日総務省令第九三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年二月二十五日総務省令第八号）

（施行期日）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成一六年一月二六日総務省令第九六号）

（施行期日）

この省令は、電波法関係手数料令の一部を改正する政令（平成十六年政令第十二号）の施行の日（平成十六年三月二十九日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号）

（施行期日）

この省令は、電波法関係手数料令の一部を改正する政令（平成十六年政令第十二号）の施行の日（平成十六年三月二十九日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令第七八号）

（施行期日）

この省令は、電波法関係手数料令の一部を改正する政令（平成十六年政令第十二号）の施行の日（平成十六年三月二十九日）から施行する。

附 則（平成一七年四月二二日総務省令第五号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二四日総務省令第七五号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二四日総務省令第七六号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二四日総務省令第七七号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二四日総務省令第七八号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二四日総務省令第七九号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二四日総務省令第七九五号）

（施行期日）

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二八日総務省令
(施行期日等))

1 この省令は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日から平成十九年三月三十日までの間は、改正後の第十四条第一項第五号二、第二十一条第二項第五号並びに第八十七条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イ中「准教授」とあるのは、「助教授」とする。

3 この省令の施行の際現に改正前の第十四条の規定に基づき提出されている学校等の認定の申請は、改正後の第十四条の規定に基づき提出されたものとみなす。

4 この省令の施行の際現に第三十一条第二項の規定に基づき提出されている学校等の認定の申請を行っている者は、速やかに確認を受けようとする科目的開設の期間を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

5 改正後の第十六条第一項又は第二項の規定による変更の届出、同条第三項の規定による当該認定の取消しの申請、同項の書類の規定による変更の届出、第十八条第一項の規定による廃校等の届出、第三十二条第一項の規定による変更の届出、同条第二項の規定による当該取消しの申請、第三十二条の三第一項の規定による廃校等の届出及び第四十二条第一項の規定による廃止の届出(次項において「改正後の規定による変更の届出等」という。)は、この省令の施行後に生じた変更又は廃校等について適用するものとし、この省令の施行前に生じた変更又は廃校等については、なお前前の例による。

6 改正後の規定による変更の届出等をしなければならない場合において、この省令の施行後に改正後の規定による変更の届出等をすることが困難であるときは、この省令の施行前であつてこの省令による改正前の從事者規則の規定によりこれをを行うことができる。

附 則 (平成一九年五月七日総務省令第
(施行期日)
(経過措置))

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の從事者規則の規定により交付された免許証のうち、第一級総合無線

通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士の資格に係るものでこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の從事者規則の規定により交付されたものとみなす。

3 前項の場合において、無線從事者規則の全部を改正する省令(平成二年郵政省令第十八号)による改正前の無線從事者規則(昭和三十三年郵政省令第二十八号。以下「旧規則」という。)の規定により、昭和五十八年三月三十一日以前に実施した第一級無線通信士の国家試験に合格し、又はその本試験において電気通信術の試験に合格点を得た者(同日以前に旧規則第二十一条の規定により第一級無線通信士の資格の国家試験に合格したものとみなす)で第一級無線通信士の資格の国家試験に合格を受けた学校等を卒業した者で旧規則第九条の規定により第一級無線通信士の国家試験における電気通信術の試験を免除されたものを含む。)で第一級無線通信士の資格の国家試験に合格したものとみなす。

4 この省令による改正前の從事者規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付された免許証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の從事者規則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。

5 前項の規定により交付されたものとみなされた免許証のうち、無線從事者規則の全部を改正する省令(平成二年郵政省令第十八号)による改正前の無線從事者規則(昭和三十三年郵政省令第二十八号。以下「旧令」という。)の規定により、昭和五十八年三月三十一日以前に実施した第一級無線通信士の国家試験に合格し、又はその本試験において電気通信術の試験に合格点を得た者(同日以前に旧令第二十一条の規定により第一級無線通信士の資格について認定を受けた学校等を卒業した者で旧令第九条の規定により第一級無線通信士の国家試験における電気通信術の試験を免除されたものを含む。)で第一級無線通信士の資格の国家試験に合格した者のものについては、その記載事項中「第一級無線電子証明書」とあるのは、「第一級無線電子証明書」とある。

附 則 (平成二〇年一月二八日総務省令
(施行期日))

1 この省令は、平成二一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にされている養成課程の認定の申請については、なお従前の例による。

3 この省令による改正前の従事者規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付された免

許証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。

4 この省令による改正前の従事者規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付された免

許証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。

5 この省令による改正前の従事者規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付された免

許証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。

6 この省令による改正前の従事者規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付された免

許証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。

4 旧規則の規定により交付された免許証に限り、無線從事者の氏名に変更を生じたときは、新規則第五十条の規定にかかわらず旧規則第四十九条の規定により免許証の訂正を受けることができる。この場合において、新規則別表第十一号様式中「再交付」とあるのは「訂正」に、「無線從事者規則第50条の規定」とあるのは「平成21年総務省令第103号附則第4項」とする。

附 則 (平成二三年五月一七日総務省令
(施行期日))

1 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

2 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

3 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の改正規定は平成二十六年四月一日から施行する。

4 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条中「無線從事者規則第九十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。」との規定により、この省令による改正後は別表第二十四号の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

5 この省令は、平成二四年六月二六日総務省令による改正前の従事者規則(以下「旧規則」とい

う。)の規定により交付された免許証でこの省令による改正後の従事者規則(以下「新規則」とい

う。)の規定により交付されたものとみなす。

6 この省令は、平成二五年八月一六日総務省令による改正前の従事者規則(昭和三十三年郵政省令第二十八号。以下「旧令」とい

う。)の規定により交付された免許証でこの省令による改正後の従事者規則(以下「新規則」とい

う。)の規定により交付されたものとみなす。

7 この省令は、平成二七年二月一九日総務省令による改正前の従事者規則(昭和三十三年郵政省令第二十八号。以下「旧令」とい

う。)の規定により交付された免許証でこの省令による改正後の従事者規則(以下「新規則」とい

う。)の規定により交付されたものとみなす。

8 この省令は、平成二七年三月三一日総務省令による改正前の従事者規則(昭和三十三年郵政省令第二十八号。以下「旧令」とい

う。)の規定により交付された免許証でこの省令による改正後の従事者規則(以下「新規則」とい

う。)の規定により交付されたものとみなす。

9 この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

10 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

11 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

12 この省令は、平成二七年五月一日から施行する。

13 この省令は、平成二七年五月一日から施行する。

14 この省令は、平成二七年五月一日から施行する。

15 この省令は、平成二七年五月一日から施行する。

16 この省令は、平成二七年五月一日から施行する。

17 この省令は、平成二七年五月一日から施行する。

18 この省令は、平成二七年五月一日から施行する。

19 この省令は、平成二七年五月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月七日総務省令第
(施行期日))

(経過措置)

この省令による改正前の従事者規則の規定により交付された免許証のうち、第一級総合無線

附 則 (平成二〇年九月一八日総務省令
(施行期日))

(経過措置)

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年十月一日)から施行する。

第一級無線通信士			第二級無線通信士			第三級無線通信士			第一級無線通信士			第二級無線通信士			第三級無線通信士		
無線技術士	無線技术士																
第二級海上 無線技术士	第二級海上 無線技术士	第二級海上 無線技术士	第二級陸上 無線技术士	第二級陸上 無線技术士	第二級陸上 無線技术士	第二級陸上 無線技术士	第二級陸上 無線技术士	第二級海上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士
第一級海上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級陸上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5	○ 6	○ 7	○ 8	○ 9
第一級陸上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5	○ 6	○ 7	○ 8	○ 9							
第一級陸上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5	○ 6	○ 7	○ 8	○ 9							
第一級陸上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5	○ 6	○ 7	○ 8	○ 9							
第一級陸上 無線技术士	第一級海上 無線技术士	○ 1	○ 2	○ 3	○ 4	○ 5	○ 6	○ 7	○ 8	○ 9							

1 注 業務経歴は、受験者が現に有する無線従事者の資格により、無線局(アマチュア局を除く。)の無線設備の操作に従事したものに限る。

2 免除する試験科目は、○印を付したものとする。ただし、*1を付した科目は海岸局又は船舶局の無線設備の国際通信のための通信操作に従事した者に、*4を付した科目は船舶局の無線設備の通信操作に従事した者に、*2を付した科目はモールス符号による通信操作に従事したものに限る。

3 免除する試験科目は、○印を付したものとする。ただし、*3を付した科目は海岸局又は船舶局の無線設備の国際通信のための通信操作に従事した者に、*5を付した科

目は船舶局の無線設備の国際通信のための通信操作に従事した者に限る。

別表第三号(第八条第三項関係)
受験者が現に受けている資格者受験する資格

別表第三号(第八条第三項関係)		受験する資格			受けている資格者			受験者が現に受験する資格		
別表第三号(第八条第三項関係)	別表第三号(第八条第三項関係)	別表第三号(第八条第三項関係)	別表第三号(第八条第三項関係)	別表第三号(第八条第三項関係)	別表第三号(第八条第三項関係)	別表第三号(第八条第三項関係)	別表第三号(第八条第三項関係)	別表第三号(第八条第三項関係)	別表第三号(第八条第三項関係)	
(注) 合成通信に限る。)										
(注) 電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令(令和二年総務省令第八十五号)附則第三条第十八項の規定により、なおその効力を有するものとされる A I 第二種及び D D 第二種並びに工事担任者規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第七十八号)附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有するものとされるアナログ第一種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。										
工事担任者 (第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信に限る。)	線路主任技術者	第一級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	第二級陸上無線通信士	第三級海上無線通信士	第二級海上無線通信士	第一級海上無線通信士	第一級海上無線通信士	第一級海上無線通信士	第一級海上無線通信士
基礎学無線の基工	基礎学無線の基工	基礎学無線の基工	基礎学無線の基工	基礎学無線の基工	基礎学無線の基工	基礎学無線の基工	基礎学無線の基工	基礎学無線の基工	基礎学無線の基工	基礎学無線の基工

別表第四号様式(第十条関係)
別表第四号様式(第十条関係)
別表第四号様式(第十条関係)

別表第四号様式(第十条関係)別表第四号様式(第十条関係)別表第四号様式(第十条関係)

(用紙面)	(裏面)	(裏面)
別表第四号様式(第十条関係)		
別表第四号様式(第十条関係)		
別表第四号様式(第十条関係)		

別表第四号様式(第十条関係)

(裏面)			収入印紙					
<table border="1"> <tr> <td>郵便はがき □□□□□□□</td> <td>郵便はがき □□□□□□□</td> <td>郵便はがき □□□□□□□</td> </tr> <tr> <td>切手 住所 宛て 段階</td> <td>切手 住所 宛て 段階</td> <td>切手 住所 宛て 段階</td> </tr> </table>			郵便はがき □□□□□□□	郵便はがき □□□□□□□	郵便はがき □□□□□□□	切手 住所 宛て 段階	切手 住所 宛て 段階	切手 住所 宛て 段階
郵便はがき □□□□□□□	郵便はがき □□□□□□□	郵便はがき □□□□□□□						
切手 住所 宛て 段階	切手 住所 宛て 段階	切手 住所 宛て 段階						

別表第五号様式（第10条、第46条関係）

郵便番号記入欄	
姓 名 性別 年齢 年 月 日 生 年 月 日 性別 年齢 年 月 日 生 年 月 日	
郵便番号記入欄	
姓 名 性別 年齢 年 月 日 生 年 月 日 性別 年齢 年 月 日 生 年 月 日	
(略)	

注1 第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー特殊海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、区内通信海上特殊無線技士、第三級アマチュア無線技士は第四級アマチュア無線技士の資格の国家試験の受験をする場合は、施設規則第51条の15第1項に規定する手帳を記入すること。

2 各項の欄は、記入しないこと。
3 考験・免許の別の欄、免除を各分する試験に関する事項の欄、現に有する資格の欄及びその欄の記入については、第1の様式のほかに付5までに準ること。

4 施設規則第51条の15第1項に規定する手帳を記入した場合、正方形を三分身、無背景の綿毛セリメタル、横24ミリメートルのものであること。

5 体格不適な場合は、該欄に該する事項の文字を横に記入すること。

6 郵便番号の郵便番号記入欄の色は、朱色又は金色とする(黒、青色のインクを記入しないこと)。

別表第六号（第二十二条関係）

第一級陸上特殊無線技士の養成課程	航空特殊無線技士の養成課程	航空無線通信士の養成課程	第三級海上特殊無線技士の養成課程	第二級海上特殊無線技士の養成課程	第一級海上特殊無線技士の養成課程	第四級海上無線通信士の養成課程	第三級海上無線通信士の養成課程	養成課程の種別	授業科目			
									英語	法規	電気通	学
学無線工	法規 信術	電気通 学無線工	英語 法規	信術 電気通	学無線工	法規 学	無線工	英語	法規	信術	電気通	学
上四十八時間以	十一時間以上	二時間以上	五時間以上	五十時間以上	上二十五時間以上	上三時間以上	四時間以上	八時間以上	上二十三時間以上	二時間以上	五時間以上	上六時間以上

の養成課程	第四級海上無線通信士	第二級陸上特殊無線技士の養成課程		第三級陸上特殊無線技士の養成課程		国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程	
		法規	六時間以上	法規	四時間以上	法規	二時間以上
工学	英語	法規	六時間以上	法規	十時間以上	法規	五時間以上
海上無線通信士、第一級陸上無線通信士又は第三級海上無線通信士、第一級陸上無線通信士	信士	法規	六時間以上	法規	二十時間以上	法規	四時間以上
第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士、第一級陸上無線通信士	信士	法規	六時間以上	法規	三十五時間以上	法規	二百時間以上

成課程	海上特殊無線技士の養成課程	第一級海上無線技士の養成課程		第二級海上無線技士の養成課程		第三級海上無線技士の養成課程	
		法規	六時間以上	法規	十時間以上	法規	五時間以上
工学	英語	法規	六時間以上	法規	二十時間以上	法規	四時間以上
海上無線通信士、第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士、第一級陸上無線通信士	信士	法規	六時間以上	法規	三十五時間以上	法規	二百時間以上
第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士、第一級陸上無線通信士	信士	法規	六時間以上	法規	一百六十四時間以上	法規	八時間以上

課程	技士の養成課程	第三級海上無線技士の養成課程		第二級海上無線技士の養成課程		第一級海上無線技士の養成課程	
		法規	六時間以上	法規	十時間以上	法規	五時間以上
工学	英語	法規	六時間以上	法規	二十時間以上	法規	四時間以上
海上無線通信士、第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士、第一級陸上無線通信士	信士	法規	六時間以上	法規	三十五時間以上	法規	二百時間以上
第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士、第一級陸上無線通信士	信士	法規	六時間以上	法規	一百六十四時間以上	法規	八時間以上

別表第七号の二(第二十一條関係)	の種別	別表第七号の二(第二十一條関係)		技士の養成課程		技士の養成課程	
		法規	六時間以上	法規	十時間以上	法規	五時間以上
工学	英語	法規	六時間以上	法規	二十時間以上	法規	四時間以上
海上無線通信士、第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士、第一級陸上無線通信士	信士	法規	六時間以上	法規	三十五時間以上	法規	二百時間以上
第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士、第一級陸上無線通信士	信士	法規	六時間以上	法規	一百六十四時間以上	法規	八時間以上

陸上 第一級 無線	第四級 課程 定講 士の認 習				第三級 課程 定講 士の認 習				第二級 課程 定講 士の認 習				第一級 課程 定講 士の認 習			
	規法	規法	規法	規法												
第一級 海上 無線 通信 技術者 の資格 を有する 者で無線 通信に關す る業務に五 年以上從事 したものと總 務大臣が認め るものと總務 大臣が認める 者で無線通 信に關する業 務に五年以上 從事する者	規法	規法	規法	規法												
規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法	規法

別表第十一号様式（第46条、第50条関係）

This form is for applying for a license. It includes fields for personal information (Name, Address, Date of Birth), contact information (Telephone number, Email address), business details (Business name, Business address), and application details (Type of license, Specific business, Name of applicant). There are also sections for declaration and signature.

別表第十二号様式（第47条関係）削除

This form is for the signature of the licensee. It contains fields for the licensee's name, date of issue, and signature. There is also a section for remarks.

別表第十三号様式（第47条関係）削除

(表紙の裏面)

	船舶局無線従事者証明書 CERTIFICATE TO BE SHIP STATION RADIO OPERATOR (印) (印) 日本国政府 JAPANESE GOVERNMENT
--	--

(2頁)

	証明書の番号 証明の年月日 氏名 NAME : 生年月日 DATE OF BIRTH : (印) 上の者は、無線従事者規則により、船舶局無線従事者 証明を受けたものであることを証明する。 年月日 総務大臣 (印)
--	--

(4頁)

履歴 <u>Record of Service</u>					
1. 動路関係		無線局		確認欄	
雇用又は解任の年月日	年月日	種別 Class of station	識別信号 Call Sign	免許番号又は 国籍 Name and Signature of Ship Master	
雇用又は解任 Employed or Dismissed	Date				

(6頁)
 (8頁)
 (10頁)

(7頁)
 (9頁)
 (11頁)

**別表第十九号様式
(第56条関係)**

(12頁) (裏表紙の内面)

日付	注意事項		
2. 訓練関係			
① 修了年月日 訓練実施者 確認欄 （各欄とも6行用意）			
② 官方記載欄			

**別表第二十号様式
(第57条関係)**

(日本農業機械規則の内面)
別表第十一号様式(提出用紙)

日付	1. 船舶引航員登録証明書訂正申請書 （各欄とも6行用意）		
2. 船舶引航員登録証明書交付申請書 （各欄とも6行用意）			

(日本農業機械規則の内面)
別表第十二号様式(提出用紙)

日付	1. 船舶引航員登録証明書訂正申請書 （各欄とも6行用意）		
2. 船舶引航員登録証明書交付申請書 （各欄とも6行用意）			

**別表第二十一号様式
(第59条関係)**

(日本農業機械規則の内面)
別表第十三号様式(提出用紙)

日付	1. 船舶引航員登録証明書提出用紙 （各欄とも6行用意）		
2. 船舶引航員登録証明書提出用紙 （各欄とも6行用意）			

